令和５年度第２回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会

令和５年１１月１０日（金）午後４時
小笠原村役場本庁会議室Ａ
小笠原村母島支所大会議室
オンライン会議システム

１　開会

２　議題

議題第１号　「諮問事項　犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議

３　その他

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会委員名簿

氏名	位置付け	現職等
若松　佳紀	関係行政機関の職員	環境省関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所 国立公園保護管理企画官
飯沼　雄司	関係行政機関の職員	東京都島しょ保健所小笠原出張所 生活環境推進担当・獣医師
中村　哲也	関係団体の役員又は職員	一般社団法人小笠原村観光協会 理事
林　賢一	関係団体の役員又は職員	一般社団法人小笠原母島観光協会 会長
松林　久美子	関係団体の役員又は職員	社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会 職員
堀越　和夫	関係団体の役員又は職員	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所 理事長
髙橋　恒彦	識見を有する者	公益社団法人東京都獣医師会 業務執行理事・獣医師
宮川　空	飼い主の会の会員	OPO の会（父島） 代表
有賀　文子	飼い主の会の会員	２９９の会（母島） 代表

【任期】

令和３年１１月１日から令和６年１０月３１日まで

資料１

令和５年　月　日

小笠原村長　　渋谷 正昭　　様

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
会長　　堀越 和夫

犬の繁殖を防止するための措置等について（答申案）

本審議会は、令和４年２月１０日付け３小笠原環第５９６号の諮問に応じ、小笠原村動物の適正な飼養及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨に基づいて犬の繁殖を防止するための措置等に関し、この２年間に渡って多方面から審議した。

審議にあたっては、近年の小笠原村での登録情報等に基づく犬の詳細な飼養状況と飼い主の意向調査、既存の各種関連法令等とそれらの村内での運用状況及び世界自然遺産登録地における野生動物への脅威等に着目し総合的に分析した。また、条例における「人とペットと野生動物の共存を実現する」という目的から逸脱する過度な規制を行わないように留意した。

審議した結果に基づき、犬の適正な飼養及び管理を推進するに必要とされる事項について下記のとおり答申する。

記

答申する条例に定める規定は、国内において初の事例となる項目も含まれるため、条例を運用しながら規定の点検及び見直しを５年程度の間隔で定期的に行うことが望ましい。

ただし、飼養状況から自然環境や社会環境へ悪影響を与えるような懸念が生じた場合には、速やかに規定の見直しを検討すべきである。

１　個体を識別するための措置について

マイクロチップを装着することで飼い主を明確にし、飼い主の飼養責任に対する意識を高めるとともに、災害時等の逸走時には飼い主の元に戻る可能性が高くなる。

このことから、犬に関しても猫と同様に、動物の愛護及び管理に関する法律第３９条の２第１項に規定するマイクロチップの装着を義務化すべきである。

２　繁殖を防止するための措置等について

捕食動物である犬の逸走及び野犬化による群れの形成は、希少野生動物に対して危害を与える可能性が高い。こうした潜在的なリスクを避けるためには、繁殖を防止するための措置が有効である。しかしながら、小笠原村内でこれまで多頭飼育崩壊は生じておらず、現状の飼育状況が継続されていくのであれば、そのリスクは極めて低いと考えられる。そのため、

現段階において、猫のように繁殖を防止するための措置等を犬に対して義務化する必要はないと考える。

しかし、条例第５条において、「飼い主は、飼育個体をみだりに繁殖させてはならず、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、繁殖を防止するための措置等をとるよう努めなければならない。」と規定されてはいる。そのため、犬の繁殖を適正に管理するための具体的方法については、「犬の適正な飼養と管理のガイドライン（仮称）」の作成や獣医師等への相談窓口を設置すること等により、運用面で対応していくのが適切であると考える。

３　飼養上限数について

前述のとおり、犬の逸走等は、希少野生動物に対して危害を与える可能性があるものと考える。犬の逸走等は、特に多頭飼育崩壊により適切な管理ができなくなった状況によって引き起こされることが想定されるため、多頭飼育崩壊とそれに伴う逸走を未然に防止する観点から飼い犬の飼養上限数を設定すべきである。

なお、飼い犬の飼養上限数について、条例により規定する事例は国内初とみられるが、小笠原村内の住環境を考慮すれば、猫と同様に、同一世帯又は同一施設内で同時に飼養する場合の上限数は５頭とするのが適当であると考える。

なお、犬の適正な飼養及び管理に関しての推進については、条例の運用に合わせて、小笠原村で対応すべきと考える事項を以下にまとめた。

１　条例による犬の適正な飼養及び管理の普及啓発について

犬の飼い主はもとより、村民、観光や仕事での来島者等、期間を問わず島内で生活を営むすべての方（以下「飼い主等）という。）に対して、条例の目的及び趣旨を丁寧に普及啓発することが重要と考える。

２　犬の適正な飼養及び管理に関するガイドライン（仮称）の作成

小笠原村の飼養状況を熟知した専門家等の助言を得ながら、避妊去勢手術の有用性、小笠原村の飼養環境にあわせた犬種の選定や適切な飼養方法等をまとめたガイドラインを作成し、飼い主等に広く周知することが必要と考える。

３　新規飼養時及び繁殖希望時の獣医師への事前相談について

「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（以下、「小笠原動物協議会」という。）と連携し、新たに犬を飼養する場合や繁殖を希望する場合には、上記の小笠原村が制定するガイドラインに基づき、適切な飼養方法、繁殖した場合の対応、新規飼養対象が保護犬である場合の対応等を小笠原動物協議会の獣医師等に事前に相談し、助言を受けることができる環境づくりを推進するべきであると考える。

４　避妊去勢手術費用等の助成等について

避妊去勢を推進するため、島内外での手術費用等の助成等を実施できると良いと考える。

５　犬の飼い方指導の強化について

現在、小笠原村内において専門のドッグトレーナーによる指導体制はない。小笠原動物協議会、公益社団法人東京都獣医師会、東京都動物愛護センター及び関係行政機関等と連携し、ドッグトレーナーによる飼い方教室を開催するなど、飼い主の意識向上、飼い主と犬の良好な関係性の構築を促すべきである。

６　犬の逸走時等の連絡窓口・保護体制の強化

逸走時において迅速に初動対応を行い、早期保護を可能とするため、ホットライン等の連絡体制の整備と、飼い主の会及び関係行政機関等と連携した保護体制の強化を早急に図るべきである。

７　ドッグラン等の整備

小笠原村内において、既存法令等によりリードなしでの散歩が禁止されており、犬が走り回れるような公有地はない。小笠原の住環境を考慮すると、動物愛護の観点からも犬を運動させる機会や場の創出が望ましいと考える。ドッグラン等を整備することにより、飼い主同士が交流する場を創り、ドッグトレーニングや飼い方の情報共有が推進されることが期待される。

以上

参考資料１

犬が社会環境に与える影響について

犬が社会環境に与える影響について、国や都のガイドライン、既存アンケート調査結果、統計情報等をもとに情報を整理した。

１．犬が社会環境に与えるプラスの影響

犬を飼うことは、一般に人々に健康行動を促したり、癒しを提供したりするなど、心身の健康に寄与する。また、家族や地域住民をつなぐ役割を担うなど、社会に与える効果も期待される。

１．１．犬が社会環境に与え得るプラスの影響

・犬が社会環境に与え得るプラスの影響として、一般に下記が挙げられる。

〇人の心身の健康への影響　※いずれも犬に限らずペット全般に共通

・生活習慣病等の予防
・ストレスの軽減
・子どもの情操教育
・高齢者の健康維持
・療養者の治癒・回復、精神的な癒し

出典：「笑顔あふれる、ペットとの幸せな暮らし。（平成 26 年 6 月,ペットとの共生推進協議会）」

１．２．犬が社会環境に与えるプラスの影響等の実態

・犬が社会環境に与えるプラスの影響について、既往文献等から実態を以下に整理する。

＜一般家庭での犬の飼養を通じて得られるプラスの影響＞

・犬の飼養者 9 名に対して実施した歩行調査の結果によると、犬の散歩や犬の世話（餌やり、トイレの始末、入浴等）は、日々の身体活動量増加に貢献していると考えられることが明らかになった。
・また、同対象者に対するインタビューの結果によると、犬を飼育することは健やかな暮らしの伴侶を得ることであり、犬の飼養を通して以下のメリットがあるとの回答が得られている。

【身体的健康側面】犬という健康行動の伴走者を得る
犬の世話で生活リズムが整う／犬とともに活動することでストレス発散の機会を得る／
犬との生活で体調が良くなる／犬との生活がリハビリになる／犬のために将来の健康を考える
【精神的健康側面】犬に癒され心の安寧を得る
犬の温もりに触れることで安心し落ち着ける／犬に癒され気持ちが穏やかになる／
犬という絶えず話しかけられる相手がいる／犬は絶えず愛情を示してくれる／
犬の存在で孤独を感じられずにいる／犬という逃げ場ができる／
犬にはどんな感情も安心して吐露できる
【実存的健康側面】犬がかけがえのない存在となる
庇護される対象／いつまでも自分の元を離れていかない存在／
自分の犬という代わりのいない存在を得る
【社会的健康側面】犬が家族を結び付けてくれる、犬によって他者への関心が育まれる
犬を介して老若男女問わず話せるきっかけになる／犬を介して接点のない人との交流が生まれる

出典：「犬の飼育から人々が得るもの（平成 24 年 10 月,小林真朝）」

＜病院、高齢者施設、教育施設等への犬の介在によって得られるプラスの影響＞

・2014 年 7 月の IAHAIO※総会において承認された「IAHAIO WHITE PAPER TASK FORCE」によると、動物

介在介入について下記のような定義がなされている。

介在介入とは、動物を意図的に取り入れまたは組み人の治療効果のための目標設定がされている健康、教育、人的サービス（例：社会福祉事業）上の介入である。動物介在介入は、動物介在療法（AAT） や動物介在教育（AAE）等正規の人的サービスに、人と動物のチームを組み込んでいる。

※人と動物との相互作用の正しい理解を促進させるために各国で活動している学会、協会等の国際的な連合体として、1990 年に IAHAIO（International Association of Human-Animal Interaction Organizations）が設立されたもの。

出典：NPO 法人動物介在教育・療法学会 Web サイト

・こうした世界的な動きを受け、日本においても動物介在介入の関心が高まり、ボランティアとそのペットが病院や高齢者施設、教育施設等を訪問する活動が実施されている。
・動物介在介入の効果について、いくつかの調査結果を下記に掲載する。

【病院（精神科）への動物介在介入による療養者へのプラスの影響】

・ペットを飼っている心疾患患者は飼っていない患者よりも退院 1 年後の生存率が高かったこと、ペットの飼い主はペットを飼っていない人よりも、1 年間の通院回数が少なく、心臓疾患や睡眠困難で治療を受ける人が少なかったことなどが明らかになっている。
・精神科医療への効果については、調査研究がほとんど行われていないことから、医療スタッフにアンケート調査を実施したところ、様々な精神疾患や障害、特定の症状の患者に、犬を用いた動物介在介入が有効であると考えられるとの回答が得られた。
・例えば、認知症の患者に犬と散歩してもらうことで、一人では億劫だが犬と一緒なら散歩できた、犬が好きな患者にふれあいをしてもらうことでぬくもりを感じ、孤独感の軽減につながった、昔を思い出し退院への意欲向上につながったなどの回答が多く挙げられた。

出典：「精神科における犬を用いた動物介在介入に対する精神科医療スタッフの意識（令和 3 年，濱野佐代子、今井直輝、宇澤桃花、浅原久子）」

【教育施設（小学校）への動物介在介入による子どもたちへのプラスの影響】

・小学校において、犬を介した教育プログラムを導入し、犬とのかかわりが子供たちにもたらす効果について、保護者アンケート調査等を行った。
・その結果、児童の変化について、全体の約 60%で何らかの変化があったとの回答があった。具体的には、授業のことを家族によく話す、犬に対する恐怖心の克服、犬の飼養願望、興味の増大などがあげられた。
・算数、国語、体育への犬の導入は、学習意欲の向上だけでなく、教科のねらいの達成の一助と思いやりの気持ちなど、情緒面での獲得に影響をもたらした。

出典：「適正飼育された犬がもたらす子どもたちへの効果に関する研究（伊澤都）」

【教育施設（小学校）での動物飼育体験による子どもたちへのプラスの影響】

・小学校において、4 年生の 1 年間を通して動物飼育に携わった場合と、6 年生の 1 日のみ移動動物園で動物と触れ合った場合の作文を比較しながら、動物飼育体験が子どもたちに与える影響について分析している。

・特定の動物をある一定期間飼育することで、動物を飼育する喜びや苦労を味わい、ときに動物の死を経験し悲しみを覚える。飼育した動物への愛着が育まれることで、一時的に動物と触れ合うだけでは得られない、以下のような効果があると考えられる。

〇愛する心の育成をはかる　／〇自分への肯定感・自尊心を培う　／〇生命尊重 責任感を培う

〇謙虚さを知る　／〇協力する気持ちを養う　／〇人を思いやる心・共感を養う

出典：「小学校における動物飼育活用の教育的効果とあり方と支援システムについて（中川美穂子）」

２．犬が社会環境に与えるマイナスの影響

犬が社会環境に与えるマイナスの影響としては、人獣共通感染症の媒介者になる恐れがあるほか、飼い方によっては、人や犬への噛みつきや、糞尿の放置による公衆衛生への影響等が懸念される。

また、鳴き声や毛の飛散、臭い等は、犬が苦手な人にとって生活環境への影響となり得る。

２．１．犬が社会環境に与え得るマイナスの影響

・犬が社会環境に与え得るマイナスの影響として、一般に下記が挙げられる。

〇鳴き声や毛の飛散、臭い等による近隣住民の生活環境への影響

〇ふんや尿の放置、ノミ・ダニ・ハエ等による公衆衛生への影響

〇狂犬病や皮膚病、エキノコックス症等の病気（特に人獣共通感染症）の媒介

〇散歩時等の人や犬への噛みつき

出典：「犬の飼い方（令和３年８月，東京都）」、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（平成 22 年２月，環境省）」

２．２．犬が社会環境に与えるマイナスの影響等の実態

・犬が社会環境に与えるマイナスの影響について、既存のアンケート調査結果や統計情報等から実態を以下に整理する。

①地域住民の意識

・小笠原村が令和元年に実施した「小笠原のペットに関するアンケート」の結果によると、他人のペットに対して小笠原で経験した困ったことについて、約３割が「排泄物の放置」を挙げている。

・次いで「鳴き声・騒音」、「自宅の敷地に侵入」、「放し飼いが怖い・不快」、「におい」などが挙げられている。

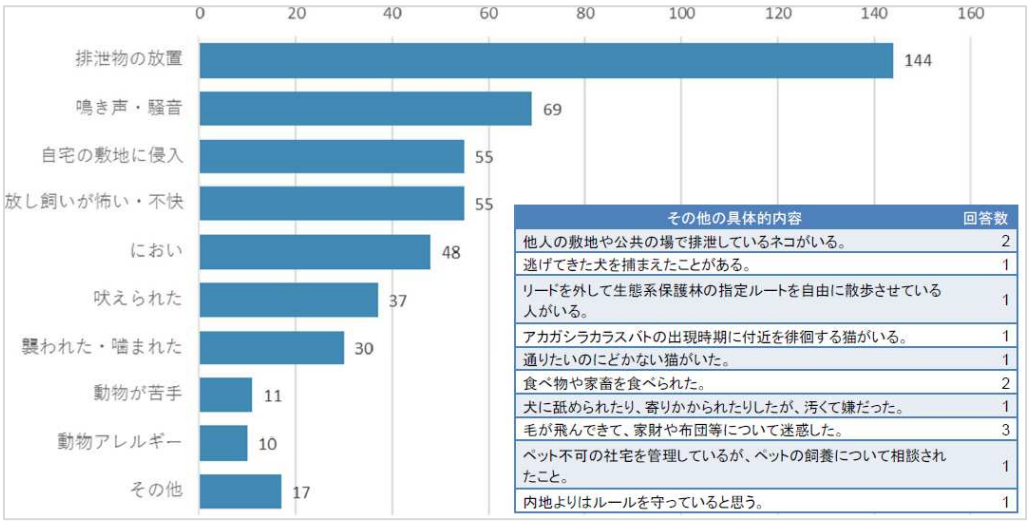

その他の具体的内容	回答数
他人の敷地や公共の場で排泄しているネコがいる。	2
逃げてきた犬を捕まえたことがある。	1
リードを外して生態系保護林の指定ルートを自由に散歩させている人がいる。	1
アカガシラカラスバトの出現時期に付近を徘徊する猫がいる。	1
通りたいのにどかない猫がいた。	1
食べ物や家畜を食べられた。	2
犬に舐められたり、寄りかかられたりしたが、汚くて嫌だった。	1
毛が飛んできて、家財や布団等について迷惑した。	3
ペット不可の社宅を管理しているが、ペットの飼養について相談されたこと。	1
内地よりはルールを守っていると思う。	1

図：小笠原で経験したペットの困ったこと

出典：「小笠原のペットに関するアンケート（令和元年８月，小笠原村）」

・東京都が平成 29 年に実施した「東京におけるペットの飼育」の結果によると、ペットによるトラブルとして約半数が「糞尿の不始末や悪臭」と回答し、次いで「鳴き声がうるさい」が挙げられている。
・一方で約 3 割は「ない」と回答している。

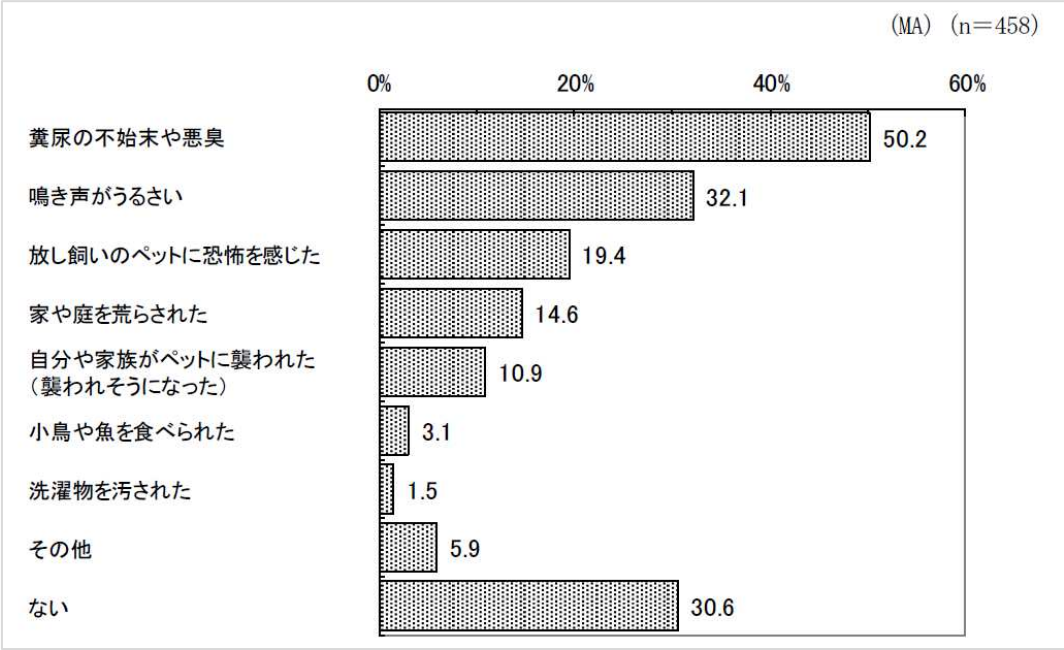

図：ペット飼育による迷惑

出典：「動物愛護に関する世論調査（平成 22 年 10 月，内閣府）」

・内閣府が平成 22 年に実施した「動物愛護に関する世論調査」の結果によると、ペット飼育による迷惑として、半数以上が「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」と回答している。
・次いで「猫がやって来てふん尿をしていく」、「鳴き声がうるさい」などが挙げられている。

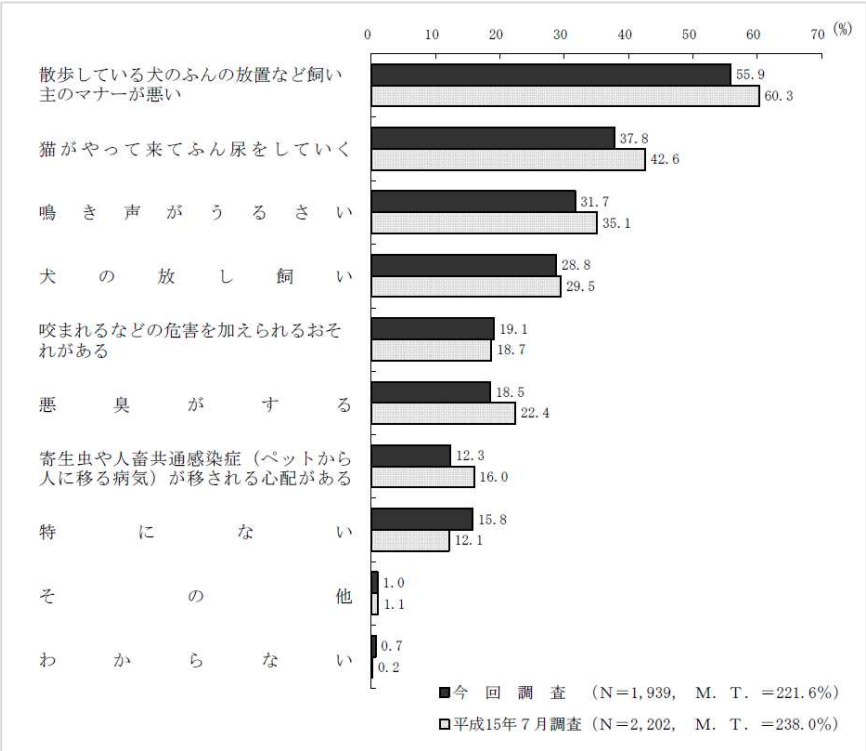

図：ペット飼育による迷惑

出典：「動物愛護に関する世論調査（平成 22 年 10 月，内閣府）」

―地域住民の意識に関するまとめ―

・小笠原村内においては、ペットの「排泄物の放置」や「鳴き声・騒音」に関して、近隣住民から迷惑・トラブルとして捉えられている。

・また、犬に限定した回答とは限らないが、「敷地への侵入」、「放し飼いが怖い」等も比較的上位に挙がっている。一方で「襲われた・噛まれた」は下位に留まっている。

・国、都のアンケート調査結果はやや古い情報ではあるものの、小笠原村のアンケート調査結果と概ね同じ傾向となっており、犬が社会環境に与える影響等に対する地域住民の意識について、大きな地域差はないと考えられる。

②苦情等の実態

・近年、島しょ保健所小笠原出張所や小笠原村環境課に対し、ペットに関する苦情等は寄せられておらず、咬傷事故も正式に届出のあったものは平成２７年度以降では１件のみであった。

・行政への正式な報告がないものも含めて、保健所職員、村役場職員が把握している犬の適正飼養等に関する実態は以下のとおりである（下記はいずれも平成２７年度以降の事例）。

○小笠原村環境課で把握しているもの

・犬の散歩中に他の犬に襲われた。
・観光客が来島時におがさわら丸のペットルームを使用せず客室に持ち込む。
・ヨットで来島した観光客の飼い犬が逸走し、後日保護される。
・室内で飼養していた犬が、花火の音に驚き逸走。一週間後に保護される。
・花火をしていた際に、車内にいれていた犬が花火の音に驚き逸走した。一時間後に保護される。
・散歩中に逸走し、戻ってこなかった。捜索し捕獲を試みたが捕獲できず、生死不明。
・散歩中などに何度か逸走している飼い犬がいる。
・ノーリードで浜辺で遊ばせていた中型犬による人に対する咬傷事故。両手の裂傷。
・中型犬による人に対する咬傷事故。左足の裂傷、腫脹。
・大型犬による人と飼い犬に対する咬傷事故。両手の裂傷、腫張。
・大型犬による人に対する咬傷事故。

○村の環境課で行った犬の飼い主に対するヒアリング（R3.12 実施）で把握したもの

・散歩中にノーリードの犬に襲われた。
・散歩中に観光客や他の犬に襲いかかった。
・ノーリードで散歩中に人に吠えてしまい、棒で叩かれた。
・他の犬とケンカをし、止めに入った人が咬まれた。
・逸走し、近所のニワトリを襲ったり、他の犬に襲われたことがある。
・ノーリードで散歩していて逸走したことがある。
・逸走したことがある。
・糞の始末などマナーの悪い飼い主がいる。

・環境基本法に基づく公害等に関する苦情全般について、東京都の公害苦情統計調査（令和 3 年度）によれば、令和 3 年度は東京都内において 7,383 件の苦情が確認されている。
・このうち、ペットに関するものは 79 件で、全体の約 1%程度に留まる。
※ただし、本調査は東京都及び各区市町村が実施した調査結果をまとめたもので、小笠原村は受付件数 0 件であった。

表　公害等の主な発生原因

区　分		典型７公害									７公害以外		
	合計	計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒　音	低周波	振　動	地盤沈下	悪　臭	計	廃棄物投棄	その他
公害等の主な発生原因	7,383	6,453	1,047	65	7	3,772	60	633	2	927	930	58	872
焼却（施設）	71	71	52	－	－	1	－	－	－	18	－	－	－
産業用機械作動	428	426	13	－	－	334	6	25	－	54	2	－	2
産業排水	24	22	－	5	1	－	－	－	－	16	2	－	2
流出・漏洩	91	84	24	22	2	6	－	1	－	29	7	1	6
工事・建設作業	2,929	2,849	449	2	2	1,770	2	561	1	64	80	1	79
飲食店営業	522	513	16	2	－	275	3	－	－	220	9	－	9
カラオケ	107	107	－	－	－	107	－	－	－	－	－	－	－
移動発生源（自動車運行）	84	82	1	－	－	75	1	5	－	1	2	－	2
移動発生源（鉄道運行）	12	11	－	－	－	9	－	1	－	1	1	－	1
移動発生源（航空機運航）	57	56	－	－	－	56	－	－	－	－	1	－	1
廃棄物投棄	66	8	－	－	－	－	－	－	－	8	58	52	6
家庭生活（機器）	165	164	1	－	－	160	8	2	－	1	1	－	1
家庭生活（ペット）	79	62	－	－	－	39	－	－	－	23	17	－	17
家庭生活（その他）	331	301	31	1	1	174	2	2	－	92	30	2	28
焼却（野焼き）	540	509	404	－	－	－	－	－	－	105	31	－	31
自然系	577	21	1	4	－	－	－	1	1	14	556	－	556
その他	957	836	37	4	－	625	7	12	－	158	121	2	119
不明	343	331	18	25	1	141	31	23	－	123	12	－	12

出典：「公害苦情統計調査（令和 3 年，東京都）」

・ペットに関する苦情等の実態について、地方自治体による動物愛護管理法の施行状況調査（平成 28 年度）によれば、苦情の原因として「悪臭の発生」が最も多く、次いで「騒音の発生」が挙げられた。
・その他では「放し飼い、逸走」、「糞尿被害」に関するものが多かった。
・指導の実績も、「悪臭の発生」が最も多く、次いで「騒音の発生」となっている。
※ただし、本調査の対象は都道府県、政令市、中核市の 115 自治体で、小笠原村は含まれていない。

・全国の咬傷事故の件数について、環境省の動物愛護管理行政事務提要（令和 4 年度版）によれば、昭和 49 年度の統計開始以来、年々減少傾向にあり、令和 3 年度は 4,568 件となっている。
・被害者は飼い主・家族以外の人間が最も多く 4,113 件に上る。人以外（他の飼い犬等）は 266 件であった。
・咬傷事故発生時における犬の状況としては、「けい留して運動中」が最も多く 1.604 件、放し飼いは 889 件であった。

■全体件数

咬傷事故の件数	4,423
うち人以外の動物のみの咬傷事故件数	197
咬傷犬数	4,445

【咬傷犬の登録状況等】

飼い犬	飼い主判明	登録	3,732
		未登録	449
	飼い主不明		235
野犬			29

【被害者数】

死亡	飼い主・家族	0
	それ以外	0
	人以外	15
その他	飼い主・家族	176
	それ以外	4,113
	人以外	266
計		4,568

【咬傷事故発生時における犬の状況】

犬舎等にけい留中	692
けい留して運動中	1,604
放し飼い	889
野犬（放浪犬）	100
その他	1,160

【咬傷事故発生時における被害者の状況】

犬に手を出した	649
けい留しようとした	212
配達・訪問等の際	696
通行中	2,265
遊戯中	177
その他	568

【咬傷事故発生後の犬の状況】

捕獲	56
引取り	46
飼養継続	4,137
逸走	51
その他	155

【咬傷事故発生場所】

犬舎等の周辺	1,254
公共の場所	2,698
その他	471

図　令和 3 年度の咬傷事故件数とその状況等

出典：「動物愛護管理行政事務提要（令和 4 年度版）（環境省）」

・咬傷事故に関する参考情報として、過去に行政書士 ADR センター※に寄せられた事例を以下に掲載する。

※行政書士 ADR センター：各種トラブルについて、各分野専門の調停人が立ち会い、当事者間の対話を促進させることで、「調停（話し合い）」という方法での解決を支援する。東京都行政書士会が運営する機関。

○事例１：散歩中の犬が咬まれた。相手は治療費は全て払うといっているが、謝罪の言葉がないことに納得いかない。

○事例２：散歩中に犬が咬まれ多額の治療費がかかった。相手方は半々でと言っているが納得できない。咬まれたことについてどこかに届ける必要はないと疑問を持っている。

○事例３：散歩中、向こうから寄ってきた相手の犬にこちらかの犬が噛みついて重傷を負わせた。先方と話し合いを持ち、20 万円を請求されたが、金額の高さと責任が 100%こちらにあるような言われ方に納得がいかない。

○事例４：ドックランにて、こちらの犬に相手の犬が吠えてかかってきたため、かばった時に右手を咬まれた。きき腕が使えない為、仕事をしばらく休むことになってしまった。先方がお詫びをしたいということで、飼い主とその親族に会ったが、その親族の態度が悪く話し合いは決裂した。もともとはこちらの犬が吠えかかってきた、と言われ、当日すぐに病院に行かなかったことにも過失がある、犬同士のケンカに仲裁に入る方が悪い等、逆に責められた。

○事例５：散歩中、ノーリードで散歩していた犬が突然飛びかかり、そのために自分の犬が転倒し半身不随となってしまった。犬の通院費用、おしめ代などの実費の他、相手方は遊んでじゃれあっただけと言って誠意が見られないことから相当の慰謝料も合わせて請求することとしたい。

○事例６：散歩中、突然近くにいた大型犬に襲われ、犬は即死した。自分も顔や指などに怪我を負った。急に襲われて動転したため、相手の確認をよくしなかった。交番ではペット同士の問題と取り合ってくれず、警察署では被害届を受理してもらえず相談扱いだった。

○事例７：散歩中、リードからはずれた犬が走ってきて自分の犬が噛まれた。後日、相手が菓子折りを持ってやってきて治療費は全額払うとのことだったが、謝罪の言葉が全く無く納得いかない。

○事例８：自宅マンションから飼い犬を連れて散歩に出ようとしたところ、同じマンションの住人が飼う犬に噛みつかれ、飼い犬が瀕死の重傷を負った。手術翌日に相手宅を訪問したが治療費の負担のことや謝罪の言葉もない。

○事例９：犬を連れてスーパーに買い物に行ったところ、スーパーのおもてに出してある積み荷が崩れ犬を強打した。獣医によれば犬はもう助からない状態とのこと。スーパー側は治療代は払うとのことであるが、大切な家族をこれから失う痛みや事故当時に満足な対応がなかったことから慰謝料を請求したい。

○事例 10：他人の犬を預かっていたが、遊びに来ていた子供の友達が事故によってその犬を死なせてしまった。新しい犬を迎えるために相手方と話し合ったが、納得ができる解決策が得られなかった。

出典：「事例から学ぶ！ペットトラブルを防ぐには（竹内正也，令和 3 年度適正飼養講習会（東京都）資料）」

―苦情等の実態に関するまとめ―

・小笠原村内においては、ノーリードでの散歩等による咬傷事故や他者への迷惑となる事例、糞の始末が悪いといった事例がある。

・国や都の苦情件数等を見ると、各種公害等に寄せられる苦情のうち、ペットに関するものは約 1%程度とかなり少ないが、ペットに関する苦情では「悪臭の発生」、「騒音の発生」等に対する苦情が多く、前項の①地域住民の意識と同様の傾向が確認された。

・全国の咬傷事故の件数については、年々減少傾向にあるものの、年間 4,000 件を超えている。また、村内では正式な届出は近年 1 件に留まるものの、人の手足に裂傷を負わせるような事故も発生している。

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会

参考資料２

犬の繁殖を防止するための措置等に関する諮問・答申について

諮問事項	小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第１２条の規定に基づき、犬の繁殖を防止するための措置等について、審議会に意見を求める。

犬の繁殖を防止するための措置等については、条例附則第８項において「村長は、村内の犬の飼養状況等を勘案し、犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

犬の繁殖を防止するための措置等について、猫に関して規定している「個体を識別するための措置」、「繁殖を防止するための措置等」及び「飼養上限数」と同様の規定を、犬についても規定するべきか否か、また、規定するべき場合はその内容に関するご意見をお伺いする。

審議会からの答申内容

個体を識別するための措置	⇒犬に関しても猫と同様に、動物の愛護及び管理に関する法律第３９条の２第１項に規定する**マイクロチップの装着を義務化すべき**である。
繁殖を防止するための措置	⇒現段階において、猫のように**繁殖を防止するための措置等を犬に対して義務化する必要はない**と考える。 ⇒犬の繁殖を適正に管理するための具体的方法については、**「犬の適正な飼養と管理のガイドライン（仮称）」の作成や獣医師等への相談窓口を設置すること等により、運用面で対応していくのが適切である**と考える。
飼養上限数	⇒多頭飼育崩壊とそれに伴う逸走を未然に防止する観点から**飼い犬の飼養上限数を設定すべき**である。 ⇒小笠原村内の住環境を考慮し、猫と同様に、同一世帯又は同一施設内で同時に飼養する場合の**上限数は５頭とするのが適当である**と考える。

諮問～答申までの検討経緯

※答申検討にあたってペットの飼養状況等、個人情報を含む情報を参考にする必要があることから、答申内容の方針がまとまるまでの間は、非公式会合やチャットツールを用いて議論を深めた。

会合	日時	議論事項等
令和3年度第2回審議会	R4.2.16	・犬の繁殖を防止するための措置等について、村長より審議会に対し諮問
審議会 非公式会合※	R4.5.17	・会議の公開・非公開について ・議論の進め方（会議の進行）について
チャットツールを用いた審議会委員間の意見交換※	R4.5.24～ R4.10.24	・犬が自然環境等に与える影響・リスク、犬の適正飼養に関する既存法令等の状況の確認 ・小笠原村が講じるべき対策
審議会 非公式会合※	R4.10.25	・チャットツールを用いた意見交換等の結果振り返り ・犬が与える影響、リスク、適正飼養に関する考え方等のとりまとめ
令和5年度第1回審議会	R5.4.27	・これまでの議論の振り返り ・犬が自然環境等に与える影響・リスク、犬の適正飼養に関する既存法令の状況の確認 ・答申内容の検討
令和5年度第2回審議会	R5.11.10	・答申案決議

審議にあたっては…

①小笠原村での犬の飼養状況と飼い主の意向、②既存の各種関連法令等とそれらの村内での運用状況、③世界自然遺産登録地における野生動物への脅威等に着目して総合的に議論

審議会での注視事項

・野生動物／ペット／人（観光、生活）など、あらゆる立場に立ってペット条例による抑止、ペット条例以外の手段による抑止の両方について議論を行うべき。

⇒条例における「人とペットと野生動物の共存を実現する」という目的から逸脱する過度な規制を行わないように留意。

・答申する条例に定める規定は、国内において初の事例となる項目も含まれる

⇒条例を運用しながら規定の点検及び見直しを５年程度の間隔で定期的に行うことが望ましい。

※ただし、飼養状況から自然環境や社会環境へ悪影響を与えるような懸念が生じた場合には、速やかに規定の見直しを検討すべき。

・犬の繁殖を防止するための措置については、村内の犬の飼い主や審議会委員でも意向が分かれる

⇒現在の小笠原村内での犬の飼養状況と逸走時のリスクを考慮すると義務化までは必要ないと判断。

・犬種により適正飼養の難易度が変わるため、犬種制限を設けることも一案だが、明確な基準を設けることは難しい

・逸走のリスクを低減する最も有効な方策は「しつけ」だが、義務化した場合の遵守状況の判断が難しい

⇒上記繁殖防止措置も含め、ペット条例での規定が難しい・適さない事項については、ガイドライン等の条例運用面の工夫で対応していくのが良いと考える。

※犬の適正な飼養及び管理に関しての推進について、条例の運用に合わせて、小笠原村で対応すべきと考える事項を以下のとおり整理。

＜条例の運用に合わせて、小笠原村で対応すべきと考える事項＞

1　条例による犬の適正な飼養及び管理の普及啓発

犬の飼い主、村民、観光や仕事での来島者等、期間を問わず島内で生活を営むすべての方に対する、条例の目的及び趣旨を丁寧な普及啓発

2　犬の適正な飼養及び管理に関するガイドライン（仮称）の作成

避妊去勢手術の有用性、小笠原村の飼養環境にあわせた犬種の選定や適切な飼養方法等をまとめたガイドラインの作成と、飼い主等への周知

3　新規飼養時及び繁殖希望時の獣医師への事前相談について

新たに犬を飼養する場合や繁殖を希望する場合に、適切な飼養方法、繁殖した場合の対応、新規飼養対象が保護犬である場合の対応等を小笠原動物協議会の獣医師等に事前に相談し、助言を受けることができる環境づくりの推進

4　避妊去勢手術費用等の助成等について

避妊去勢を推進するため、島内外での手術費用等の助成等

5　犬の飼い方指導の強化について

ドッグトレーナーによる飼い方教室を開催するなど、飼い主の意識向上、飼い主と犬の良好な関係性の構築

6　犬の逸走時等の連絡窓口・保護体制の強化

逸走時において迅速に初動対応を行い、早期保護を可能とするため、ホットライン等の連絡体制の整備と、飼い主の会及び関係行政機関等と連携した保護体制の強化

7　ドッグラン等の整備

ドッグトレーニングや飼い方の情報共有の推進のため、ドッグラン等の飼い主同士が交流する場の整備